

使用済 小型家電 を！ リサイクルしよう！

使用済小型家電のボックス回収(無料)を始めます！

小型家電の部品には、貴重な資源が含まれています。
ご家庭に眠っている、携帯電話、デジタルカメラなどの
使用済小型家電はこれまでどおり月1回の不燃ごみに
出していただくか、新たに設置する回収ボックスによる回収となります。
ご協力をお願いします。



●回収する品目

60cm×30cmの投入口に入る使用済小型家電(電子機器)が対象です。



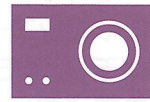
携帯電話・PHS



スマートフォン



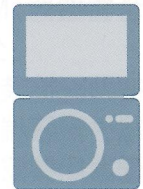
携帯ラジオ



デジタルカメラ



ビデオカメラ



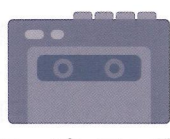
ポータブル
DVDプレーヤー



電話機



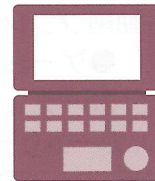
ICレコーダー



テープレコーダー
(デッキを除く)



補助記憶装置
(ハードディスク・USBメモリ)



電子辞書



ポータブルカーナビ



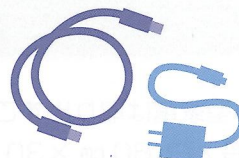
携帯音楽プレーヤー



理容用機器
(ドライヤー・電気かみそり・電動歯ブラシ)



付属品
(リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード)



●これが目印！



●回収場所

佐久庁舎、八千穂庁舎、茂来館の1階

●回収時間

開庁・開館時間内

●開始時期

平成26年10月1日(水)から

お問い合わせ先：佐久穂町役場 住民税務課生活環境係 TEL：0267-86-2552

使用済小型家電は、大切な資源です

使用済小型家電は、ごみとして捨てられたり、
家庭で眠ったままになっているのが現状です。
ところが、小型家電の部品には、貴重な資源が使用されています。
佐久穂町では、大切な資源を再生利用することを目的とした、
使用済小型家電回収を始めます。
家庭で眠っている小型家電は、資源としてもう一度利用することができます。
使用済小型家電は、これまでどおり月1回の不燃ごみとして出していただくか、
新たに設置する回収ボックスによる回収にご協力をお願いします。
下記に記載のない品目については
事前に生活環境係にお問い合わせください。



●回収対象の品目例

60cm×30cmの投入口に入る使用済小型家電(電子機器)が対象です。

- 携帯電話・PHS、スマートフォン ●電話機、ファクシミリ ●ラジオ
- デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
- 映像用機器(DVD-ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ、チューナ、STB)
- 音響機器(MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器)
- 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
- 電子書籍端末 ●電子辞書、電卓 ●電子血圧計
- 理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)
- 懐中電灯 ●時計 ●ゲーム機(家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム機)
- カー用品(カーナビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
- これらの附属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器、電気コード等)

●注意事項

- ①一度回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことができません。
- ②対象サイズは、回収ボックスの投入口(60 cm × 30 cm)に入る物です。
- ③回収ボックスに入らない小型家電は月1回の不燃ごみに出してください。
- ④異物・ゴミなど小型家電以外の物は、回収ボックスに入れしないでください。
- ⑤携帯電話などに保存している**個人情報**は必ず**消去してから出して**ください。
- ⑥乾電池は抜いてから出してください。
- ⑦電気毛布、パソコン、木製の家電は出せません。
- ⑧家電リサイクル法対象品目(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機)は対象外となります。
- ⑨回収ボックスは、施設内に設置していますので、開庁・開館時間中に投入してください。